

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札（電子入札）を行うので公告する。

令和7年6月6日

雲仙市長 金澤 秀三郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 7雲水工第3号
- (2) 工 事 名 県道雲仙千々石線歩道工事に伴う配水管敷設替工事
- (3) 工事場所 雲仙市小浜町雲仙地内
- (4) 工 期 80 日間
- (5) 工事概要 工事延長 L=57.6m
配水管敷設工DCIP-GX φ 75 L=58.0m 給水管敷設工 N=1箇所
- (6) 入札回数 1回
- (7) 入札保証金 雲仙市契約規則による免除。
- (8) 最低制限価格 設定
- (9) 支払条件 前金払＋中間前金払
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (11) この入札は、雲仙市建設工事一般競争入札実施要綱（平成19年雲仙市告示第26号。以下「実施要綱」という。）第2条第4号に規定する事後審査型入札である。
- (12) この入札は、雲仙市電子入札実施要綱（平成26年雲仙市告示第15号。以下「電子入札実施要綱」という。）に基づく雲仙市電子入札システムを使用して行う入札である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)及び(3)に定める要件を満たす者で、公告の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。
配置技術者の専任が必要な場合は、落札決定の日からとする。

なお、その他の条件等の3. に定める条件（以下「本条件」という。）については、本条件を付す入札に限って参加の制限を定めるものであり、本条件を付さない入札は落札及び入札回数等の制限対象としない。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、以下の許可を有すること。	
	建設業の種類 許可区分	水道施設工事業 一般又は特定
施工実績に関する条件	平成27年度から本工事の公告日までに完成した工事の元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）として、次の施工実績があること。ただし、最終契約金額が130万円（税込）以上の工事に限る。 1. 水道施設工事	

営業所の所在地、総合数値、格付等級、年間平均完成工事高等に関する条件		営業所の所在地	営業所区分	総合数値	格付等級	水道施設工事における年間平均完成工事高
		雲仙市	主たる営業所（本社）			7百万元以上
			従たる営業所（委任営業所）			1千5百万元以上
その他の条件等		1. 雲仙市指定給水装置工事事業者であること。 2. 雲仙市内の委任営業所は、本工事の公告日時点において、3箇月以上雇用され、かつ雲仙市に3箇月以上の住民登録がある常勤従業員（事業主を除く。）を会社全体で4名以上有していること。 3. 雲仙市内の委任営業所は、雲仙市が制限付一般競争入札で発注する建築一式工事を除く建設工事において、以下①から③の要件を全て満たすこと。 ①令和7年度に公告する入札において、工事を落札していない者。 ②令和7年度に公告する入札において、2件の入札をしていない者。 ③同日に開札を行う入札に、1件の入札をする者。 4. 本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある者でないこと。				
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす技術者を配置できること。 （法第26条第3項に該当する場合は専任で配置。）					
	種	類	主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）			
	資	格	水道施設工事の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）となるための要件を満たす者			
	工 事 経 験	水道施設工事の主任技術者となるための国家資格等を有しない者は、平成27年度から本工事の公告日までに完成した水道施設工事に係る工事の元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）の主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）として従事した経験があること。				
	そ の 他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認届出書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。				
経営事項審査の審査基準日		経営事項審査の審査基準日は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとする。 ただし、競争参加資格確認届出書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。				

- (注1) 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成17年雲仙市告示第72号）第8条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加有資格業者名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「委任営業所」という。）とする。
- なお、「営業所等の所在地、総合数値、格付等級に関する条件」において、委任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該委任営業所の受任者において行うこと。
- (注2) 「総合数値」、「格付等級」とは、それぞれ名簿記載の「総合数値」、「格付等級」をいう。
- (注3) 「年間平均完成工事高」とは、経営事項審査の「年間平均完成工事高」をいう。
- (注4) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。
- (注5) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。
- (注6) 「配置予定技術者に関する条件」の「工事経験」は、工期に対する従事期間の割合が60%以上であること。

3 入札日程等

項 目	期 間	場 所 及 び 方 法
入札説明書（設計図書等）の交付期間及び場所	令和7年6月6日（金曜日） から 令和7年6月16日（月曜日） まで	雲仙市ホームページからダウンロードすること
競争参加資格確認届出書の提出期間及び場所	令和7年6月6日（金曜日） から 令和7年6月12日（木曜日） まで	雲仙市財務部 契約検査課へ持参すること
入札説明書（設計図書等）に関する質問期間及び場所	令和7年6月6日（金曜日） から 令和7年6月12日（木曜日） まで	雲仙市財務部 契約検査課へ期間最終日の正午までにファクシミリにて提出すること
上記回答期限及び回答方法	令和7年6月13日（金曜日）	雲仙市ホームページに掲載する
入札書及び工事費内訳書の受付期間及び場所	令和7年6月17日（火曜日） から 09時00分 令和7年6月18日（水曜日） 17時00分 まで	電子入札システムによる
開札予定日時及び場所	令和7年6月19日（木曜日） 10時40分 から	雲仙市財務部 契約検査課 （電子入札システムによる）
競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	雲仙市財務部 契約検査課へ持参すること

（注1） 上記の期間は、雲仙市の休日定める条例（平成17年雲仙市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（来庁する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、入札説明書（設計図書等）に関する質問については、期間最終日の正午までとする。

（注2） 電子入札システムの利用可能時間については、平日の午前8時から午後8時まで。

（注3） 入札説明書（設計図書等）に関する質問は、書面（原則として指定の質問書）によりファクシミリで提出のこと。なお、ファクシミリで提出したときは必ず契約検査課へ着信確認を行うこと。

（注4） 入札結果については、落札決定後、ホームページによる公表とする。

4 入札説明書（設計図書等）の取得に関すること

- （1） 入札説明書（設計図書等）を取得できる者は、上記2の入札参加資格保有者のみとする。なお、資格保有者以外の者に対してはログインに関して制限を設けている。
- （2） 入札説明書（設計図書等）は必ず自社で雲仙市ホームページ又は契約検査課窓口（有償）で取得することとし、入札説明書を取得していない者は、入札に参加できない。又、取得した入札説明書を他人に譲渡、販売又は貸与した者も入札に参加できない。
- （3） 入札説明書（設計図書等）の取得に必要なIDとパスワードは、契約検査課窓口にて交付するが、当該年度中は同じパスワードを使用するため、大切に保管すること。

5 提出書類（契約検査課へ持参のうえ提出すること。）

- （1） 名簿に登録され雲仙市内に主たる営業所（本社）を有しない者のうち、本工事の入札参加資格があり入札に参加しようとする者は、次の書類を2部（受付後1部返却）提出すること。
 - ① 競争参加資格確認届出書（実施要綱様式第2号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））
 - ② 雲仙市内在住の常勤従業員届出書及びその添付書類
※入札説明書（設計図書等）の取得に必要なIDとパスワードの交付を受けていない者は、競争参加資格確認届出書受理時に、IDとパスワードを交付する。
- （2） 落札候補者となった旨の通知を受けた者については、次の書類を1部提出すること。
 - ① 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（実施要綱様式第5号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））
 - ② 同種工事の施工実績表（実施要綱様式第3号）及びその添付書類
※同種工事が（財）日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、添付書類に代えて工事実績情報サービスデータの写しを添付すること。
 - ③ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類
※配置予定技術者が国家資格等を有している場合は、工事経験の欄は記入しないこと。
※工事経験の欄に記載が必要な場合で、工事経験に係る工事が（財）日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事実績情報サービスデータの写しを添付すること。
 - ④ 手持工事報告書
 - ⑤ 雲仙市指定給水装置工事事業者証の写し

6 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納めなければならない。

ただし、雲仙市契約規則（平成17年雲仙市規則第49号。以下「契約規則」という。）第26条で準用する第5条各号に掲げる担保の提供、第27条第1項第1号に規定する履行保証保険証券又は同条同項第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

7 入札の無効

契約規則第11条に定める場合のほか、次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札書の誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び工事費内訳書取扱要領(平成27年雲仙市告示第30号)の入札無効基準に該当した場合
- (3) 電子入札実施要綱第16条に該当する場合
- (4) 入札に参加した者の間に一定の系列関係（資金的関係又は人的関係をいう。）があると認められるとき

8 その他

- (1) 入札参加資格、入札・契約に関する事項は、共通事項書及び入札の留意事項のとおり。
- (2) 本公告、共通事項書、入札の留意事項及び入札結果は、雲仙市ホームページに掲載する。
- (3) 工事費内訳書の提出は、工事費内訳書取扱要領に基づき取り扱う。なお、工事費内訳書の添付ファイル容量は3MB以内とし、添付ファイルは1つのみとする。
- (4) やむを得ない理由等により紙による入札を希望する者は、入札書受付期間最終日の正午までに紙入札移行承認申請書を契約検査課へ持参して提出し、発注者の承認を得ること。
- (5) 本工事の入札参加者が、開札への立会いを希望する場合は、電子入札開札立会申込書を入札書受付締切日時までに契約検査課に持参し提出すること。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書には、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。
- (7) 雲仙市ホームページ「入札・契約情報」アドレス
<http://www.city.unzen.nagasaki.jp/keiyaku/>
- (8) その他、不明な点に関する問い合わせ先
雲仙市財務部契約検査課契約検査班
TEL 0957-38-3111
TEL 0957-47-7793（直通）
FAX 0957-38-3228